

SX業界動向～社会分野編～ 外国人労働者の受け入れ動向

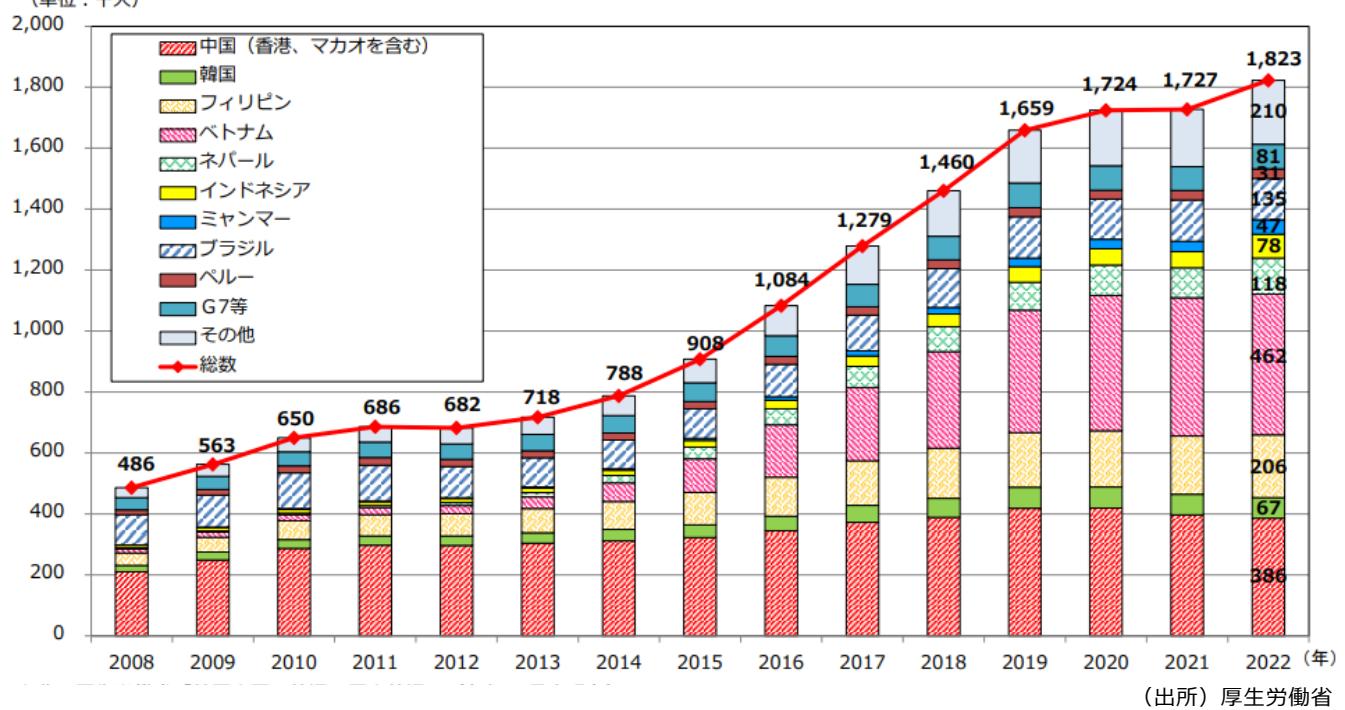
- ◆ 日本では少子高齢化が進んでいて労働力が不足しがちです、特に若い世代の労働力確保が難しい業種の事業者にとって、外国人労働者に対するニーズは高まっています。
- ◆ 今後、ESGによるサステイナブルな経営に際し、Social（社会）に関連する人権についても、益々クローズアップされてくるものと考えられます。外国人労働者を単に安価な労働力として捉えてしまうと、サステイナブル経営におけるライツホルダーリスク（人権侵害リスク）が高まることを認識し、対応していくことが求められています。

1. 国別でみた外国人労働者数の推移

	全国籍 合計	中国 (香港、マカオを含む)	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア	ミャンマー	ブラジル	ペルー	G7等	その他
合計	1,822,725	385,848	67,335	206,050	462,384	118,196	77,889	47,498	135,167	31,263	81,175	209,920
①就労目的	479,949	133,214	28,852	21,482	119,449	29,743	17,599	12,054	913	201	45,263	71,179
②永住者等	595,207	130,074	29,853	144,221	18,380	5,444	6,940	3,919	133,699	30,883	31,709	60,085
③技能実習	343,254	40,093	16	32,206	183,011	1,164	43,145	16,846	59	50	11	26,653
④特定技能	73,363	5,216	1,617	5,055	33,166	3,403	4,272	7,064	97	39	1,229	12,205
⑤資格外活動	330,910	77,248	6,997	3,085	108,378	78,442	5,933	7,615	399	90	2,927	39,796

(単位：千人)

(出所) 厚生労働省



2022年度は過去最高となる延べ182万人の外国人労働者を受け入れています。

2. 業種別でみた外国人労働者数の推移

(単位：千人)

図2-1 産業別外国人労働者数の推移



業種別では、製造業やサービス業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の割合が高くなっています。

3. 日本で就労する外国人のカテゴリーと内訳

① 就労目的で在留が認められる者 約48.0万人

(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約59.5万人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約34.3万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。

④ 特定活動 約7.3万人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ボーリー等が含まれる）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.1万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、素材形・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(出所) 厚生労働省

現状では技能実習生と語学留学生等の資格外活動に頼る所が大となっています。しかしながら、技能実習制度については様々な問題が発生しており、制度廃止の方向で検討が進められています。

4. 特定技能制度

特定技能制度とは、人手不足が深刻化する業界の問題を解決するため2019年4月に導入された制度で、「特定技能1号」と「特定技能2号」があります。

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	—
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

(出所) 出入国在留管理庁

「特定技能1号」は在留可能期間が通算5年まで、家族帯同は不可となっているのに対し、「特定技能2号」は在留可能期間が無期限で、家族帯同が可能となっています。

5. 特定技能制度の拡大

【特定技能制度対象業種】

対象業種	特定技能	
	1号	2号
建設	○	○
造船・船用工業	○	○
ビルクリーニング	○	
製造業（産業機械など）	○	
自動車整備	○	
航空	○	
宿泊	○	今回追加
農業	○	
漁業	○	
飲食料品製造業	○	
外食業	○	
介護※介護は在留資格「介護」で対応		

現状、特定技能2号の対象業種は「建設」と「造船・船用工業」のみとなっていましたが、2023年6月の閣議決定で「宿泊業」や「外食業」を含めた9業種が追加されました。

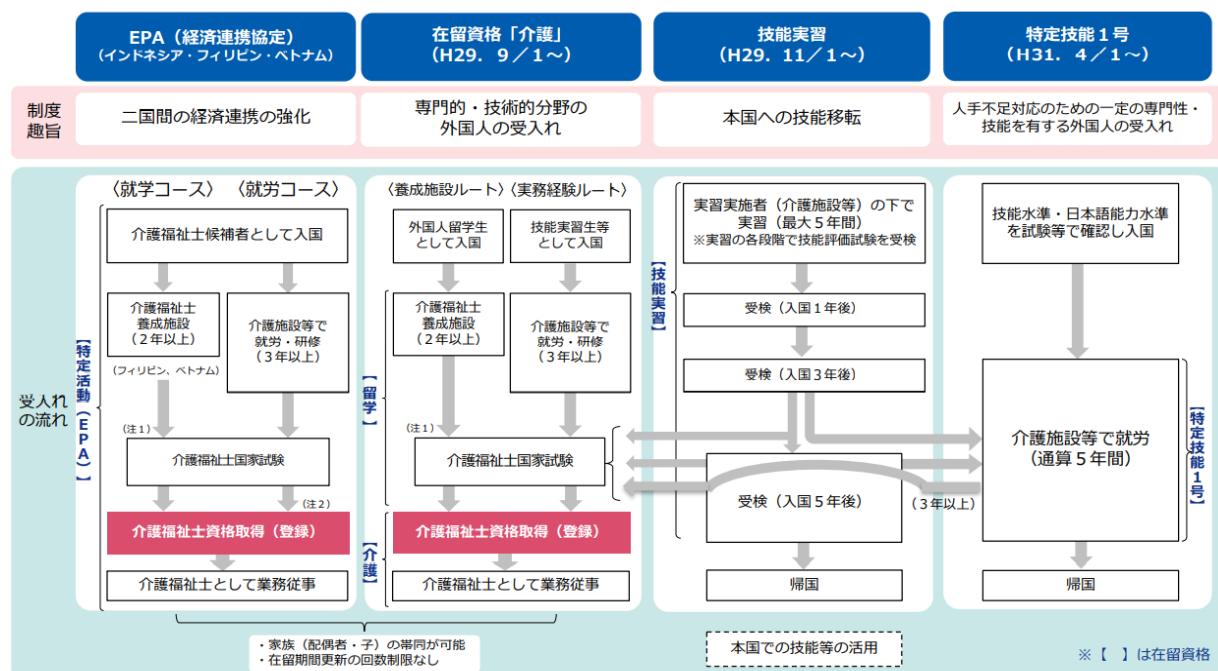
6. 特定技能2号の業務内容(案)

分野別運用方針の改正内容①（特定技能2号の業務内容）

分野名	業務内容	分野名	業務内容
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	宿泊分野	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	機械金属加工区分：複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理（他区分も同等の業務内容）	農業分野	耕種農業区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務（他区分も同等の業務内容）
造船・舶用工業分野 (5業務区分)	塗装区分：複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、噴霧塗装作業）に従事（他区分も同等の業務内容）	飲食料品製造業分野	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務
自動車整備分野	他の要員への指導を行なながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	外食業分野	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営
航空分野	空港グランドハンドリング：社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理 航空機整備：自らの判断により行う、機体、設備品等の専門的・技術的な整備業務等	漁業分野	漁業区分：漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕・漁獲物の処理・保藏、安全衛生の確保等）、操業を指導監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。（他区分も同等の業務内容）

(出所) 出入国在留管理庁

7. 介護人材受け入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりE.P.A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に從事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

在留資格	在留者数
EPA介護福祉士・候補者	在留者数: 2,935人 <small>(うち資格取得者762人)</small> <small>※2023年9月1日時点 (国際厚生事業団調べ)</small>
在留資格「介護」	在留者数: 6,284人 <small>※2022年12月末時点 (入管署)</small>
技能実習	在留者数: 15,011人 <small>※2022年6月末時点 (入管署)</small>
特定技能	在留者数: 21,915人 <small>※2023年6月末時点 (速報値) (入管署)</small>

(出所) 厚生労働省

介護分野は特定技能制度の対象外ですが、在留資格「介護」という制度が設けられており、取得した外国人は、5年・3年・1年・3ヶ月のいずれかの期間ごとに更新し続けることによって永続的に就労できます。

受入事例①

受入企業の紹介

- ・本社所在地：東京都
- ・許可業種：建築・土木工事業等
- ・売上高：315億円（H30年度）
- ・外国人就労者の受け入れ開始：H28年度より
(H31年1月末現在：就労者4人、実習生36人を受け入れ)

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 日本での経験が浅い技能実習生について、現場での指示に対する理解不足が生じないよう、組織編制を「1号又は2号技能実習生+3号技能実習生又は外国人建設就労者+日本人指導者」とし、先輩の技能実習生等が意思疎通をフォローできるようにしている。
- ✓ 寮では、ベトナム人による運営委員会が月1回開催され、生活しやすい環境整備を自ら協議。この結果に対し、会社が支援している。（食事内容の見直し、近隣清掃、日本語勉強会、イベント開催など）
- ✓ 春・秋のバスターミナルやバーベキュー、忘年会、テトの時期に合わせた新年会、尼さんによる説法などのイベントを開催し、コミュニケーションの活性化や互いの文化理解の促進を図っている。

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

- ✓ 技能実習生の中には優秀で熱心な者もあり、技能実習時に身に付けた技能や日本語を、引き続き日本の建設現場で発揮してもらえる機会があることは良い。
- ✓ 建設技能者については、数年で一人前になることが困難であるという実態踏まえると、技能実習生として来日した外国人にとっても、母国へ帰国するまでにより高い水準の技能を身に付けられるチャンスがあるという点で歓迎されていると思う。

就労者の紹介



ベトナム人男性
(29歳)



【コンクリートを流し込むための型枠を組む作業の様子】

- ・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- ・保有資格：技能検定基礎2級、玉掛け技能講習、丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育など
- ・日本語検定：N2級
- ・高い技能を有し、現場で作業チームのリーダーを担当
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮において日本語教室の講師の役割も果たす

本人の声

- ✓ 来日時は外国語を使っての仕事は非常に困難であったが、諦めずに日本語勉強し続けてきた
- ✓ 身につけた技能を活かし引き続き日本で働きたい
- ✓ 将来的にはベトナムの経済発展に役に立ちたい

受入先におけるキャリアパスの例

- ・4ヵ月間 母国ベトナムで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
 - ・1ヵ月間 国内で法定の研修（日本語、生活一般、労働関係法令等）
 - ・1ヵ月後※ 技能実習生として型枠工事作業に従事
 - ・3年後※ 外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更、引き続き型枠工事に従事
 - ・4年後※～ 現場の班長として、5人程度の若手を指導監督
- ※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

- | | |
|-----------------------|---|
| ・技能実習生 1年目 約16.7万円 | ↓ |
| ・外国人建設就労者 1年目 約19.2万円 | ↓ |
| (資格取得、勤務態度等に対する評価含む) | |
| ・外国人建設就労者 2年目 約19.4万円 | |

受入事例②

受入企業の紹介

- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：四国地方等
- ・外国人就労者の出身国：中国

受入企業の取り組み、工夫 ~地方ならではの快適な生活環境を提供~

- ✓ 専用の寮を新設。地方ならではの広い敷地を活かし、充実した施設を安価に提供。
 - ・6畳個室。家族と連絡が取れるようインターネット完備。
 - ・仲間と運動を楽しめるよう卓球場、ビリヤード室、トレーニングジムを完備。
 - ・これらの設備を備えた寮を15,000円/月で提供。
- ✓ 便利な立地
 - ・車がなくても生活に困らないよう、大型ショッピングセンターまで徒歩10分の好立地。
 - ・近隣にグラウンド。サッカーやバスケットボールが楽しめる。
- ✓ アットホームな環境
 - ・社員旅行/夏の慰労会等を開催。
 - ・旧正月・中秋節等には、プレゼント配布。
- ✓ 充実した生活サポート
 - ・通訳が24時間体制で常駐しており、支障なく生活できるよう生活面でもサポート。
 - ・実習生向けの社内報を毎月1回発刊。（日本・中国の情報発信など）



自炊可能な台所



寮には卓球場・ビリヤード場・トレーニングジムを完備



清潔な個室



自転車マナー教育



日帰り観光 (USJ)



新設した外国人専用の寮（外観）

造船所A社で働く中国人の声

- ✓ 造船所では溶接の仕事をしています。先輩の指導のおかげで、今では殆どの作業を一人でこなしています。
- ✓ 私達の住んでいる寮です。快適に過ごしています！
- ✓ 休日には卓球場やトレーニングジムで体を動かします。
- ✓ 作業服や昼食を無料してくれており、助かってます！！
- ✓ 通信費・水光熱込みで寮費15,000円であり、その分、給料の多くを仕送りに充てられます。



寮親会の様子



溶接作業の様子

受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 1ヶ月間 … 母国で日本語、基礎研修
- ✓ 1ヶ月間 … 国内で研修
- ✓ 1ヶ月後 … 技能実習生として溶接作業に従事
- ✓ 3ヶ月後 … 造船特定活動の就労者として従事
- ✓ 24ヶ月後 … 現場の班長として10人の若手を指導
- ✓ 将来 … 特定技能1号で来日予定あり

就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 世界最大級の大型コンテナ船プロジェクトへの本格参入を果たした当社にとって、造船特定活動は、建造工程の円滑化・安定化に大きな貢献を果たした制度と言える。結果として、日本人雇用の安定継続にもつながっている。
- ✓ 新たな「特定技能」制度は、技術力の高い日本において、より高度な技能をより長く身につけることができ、外国人実習生等からも歓迎される制度になろう。

(出所) 国土交通省

7. Appendix

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等) のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 [3業務区分]	直接
国土交通省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・舶用工業	11,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・精修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(稚)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

(出所) 出入国在留管理局

End of document

本資料は、現時点で入手可能な公開情報を、弊社においてその正確性および網羅性等を独自に検証することなく作成されており、本件検討の基礎となる各前提事実、仮定およびその他情報等に関して社外的に意見を表明するものではありません。弊社は本資料によって、本件に関して貴社において検討中の取引等が適当であるかについて判断するものではありません。
なお、本資料の一部または全部を、当社の許可なく複写、複製等することを固くお断りいたします。

りそな銀行 審査部 企業調査室